

⑩ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免を受けられます

申・問 国民健康保険税: 保険年金課(内線 139) 後期高齢者医療保険料: 保険年金課(内線 142)
〒309-1792 笠間市中央 3-2-1

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入・給与収入などの令和3年中の収入が前年(令和2年中)より一定程度減少した世帯に対して、国民健康保険税(国保税)ならびに後期高齢者医療保険料の減免を実施します。

【全額免除】 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

【収入に応じて減免】 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の全ての要件に該当する世帯

要件

- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金・損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の30%以上であること
- ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

次の場合は減免の対象にはなりません。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響でない場合(例: 懲戒解雇や離転職が主な原因となって収入減少した場合等)
- ・世帯の主たる生計維持者の減免を受けようとする前年の事業所得が0円以下であった場合
- ・現在の非自発的失業者(倒産・解雇等の理由で離職され雇用保険を受給された方)の国保税軽減制度の対象になっている場合(国民健康保険税のみ)

申請方法 窓口で直接または郵送でお申し込みください。

申請期間 7月12日(月)～令和4年3月31日(木)

【国民健康保険税】

減免の対象 令和3年度国民健康保険税

申請に必要な書類

- ①国民健康保険税減免申請書(様式第1号)
- ②事業収入等申告書(様式第2号)または給与証明書(様式第3号)
- ③令和3年中(1月～提出時点まで)の収入を証する書類
- ④令和2年中の収入を証する書類(令和2年分の確定申告書の控えまたは源泉徴収票等)
- ⑤事業廃業の場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」(税務署提出の控え)等
- ⑥診断書(主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯のみ)
- ⑦その他事実を確認できる書類
- ⑧国民健康保険の資格確認ができるもの(保険証)
- ⑨申請者の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード等)

※上記の様式は窓口で配布または市のホームページよりダウンロードできます。